

公表

放課後等デイサービス事業所における自己評価結果

公表日 R8(2026)年 2月26日

事業所名	心きらきら中川児童デイサービス事業所				公表日	R8(2026)年 2月26日
	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点	
環境・体制整備	1	利用定員が発達支援室等のスペースとの関係で適切であるか。	8	6	個別療育は子どもが落ち着く個室スペースを利用。小集団療育、感覚訓練、サーキットトレーニング等の場合には、プレイルームを時間入替制で活用しています。	今後とも、子どもの特性及び発達に応じた施設設備を整備し、適切な療育が行えるよう、努力を重ねます。
	2	利用定員やこどもの状態等に対して、職員の配置数は適切であるか。	13	1	高い専門性を発揮できるよう、経験豊かで、免許資格を有する職員を、基準数以上配置しています。(保育士、言語聴覚士、公認心理師、小学校教諭等)	有資格者を基準数以上配置しています。今後とも障がいのある子どもの療育に必要な正規職員、専門職員を確保し、継続的に福祉サービスの質を高めてまいります。
	3	生活空間は、こどもにわかりやすく構造化された環境になっているか。また、事業所の設備等は、障害の特性に応じ、バリアフリー化や情報伝達等、環境上の配慮が適切になされているか。	12	1	建物自体を子どもの目線で改装してあります。トイレは広さと機能を備えた多目的トイレを設置。また、季節の花や壁画装飾などを配することで、少しでも快適に過ごしていただけるよう、心がけています。WebカメラとIpadにより、療育場の中継を別室で見学が可能。	避難経路、階層案内図、シンボルマークの貼付など、視覚支援ツールによる建物内の理解の構造化に努めます。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、こども達の活動に合わせた空間となっているか。	13	1	安全で安心な療育環境を確保するため、毎日の室内の清掃、清拭、消毒、換気の実施。送風機、空気清浄機、加湿器等による浄化。職員はマスクの着用、療育時間ごとの手洗いを励行するとともに、遊具、スリッパについても清拭しています。	今後とも清潔な療育環境の保持に努め、感染症防止等のための効果的な対策を実施し、事業の安定的な継続に努めます。
	5	必要に応じて、こどもが個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっているか。	12	1	子どもが安心、安全で落ち着ける環境設定に心がけ、個別療育を中心に取り組んでいます。また、クールダウンを必要とする場合には、別室での静養が可能となるよう配慮しています。	子どもの特性や利用数を勘案し、事前に施設全体での最適な利用調整を図るなど、安心、安全な環境整備に努めます。
業務改善	6	業務改善を進めるためのPDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。	13	1	定期的なミーティングや個別の面談を通して、全体の目標や取組の方向性を確認するとともに、実践の評価をもとに改善に取り組んでいます。事業所内での全員協議の機会を設けて、ビジョンの共有に努めています。	職員が一体となって、教材の開発・工夫、支援方法の研究、発達検査の実施など、療育の質的向上に努めています。また、合議の下に、配置変換、空間利用など、合理的な環境整備に努めています。
	7	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	14		本事業所を利用する保護者を対象として、定期的にアンケートを実施し、意見集約に努めるとともに、得られた結果を具体的な業務改善につなげています。	毎回の療育後の懇談の機会を設けるとともに、保護者支援、家族支援を目的とする集いの「やまびこ会」を開催しています。今後とも、保護者にとって良き伴走者となるよう、一層の業務改善に注力します。
	8	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	13	1	定期的なミーティングや個別の面談を通して、全体の目標や取組の方向性を確認するとともに、実践の評価をもとに改善に取り組んでいます。アンケートや全員協議の機会を設けて、意向の把握とビジョンの共有に努めています。	職員が一体となって、教材の開発・工夫、支援方法の研究、発達検査の実施など、療育の質的向上に努めています。また、合議の下に、配置変換、空間利用など、合理的な環境整備に努めています。
	9	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。	13	1	理事会、評議員会での審議を通して、幅広い見識のある方々からの意見も採り入れ、業務の改善に取り組んでいます。	今後とも、より客観的な評価のあり方や外部の第三者評価の導入に向けて、研究を深めます。地域とともにもある事業所としての業務改善に繋げていきます。
	10	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	14		隔月に1回、外部の支援者を対象とする公開研究会「心きら研」を開催しています。事業所内向けには、職員全員を対象とする研修会を年間2回以上開催。事例報告会を開催し、療育関係者の研究に努めるとともに、全体ミーティングを計画的に開催し、療育関係者全員による運営検討を進めています。また、新規採用職員を対象とする新人研修会の実施。自主的な研究として、教材の研究プロジェクトの毎年継続開催しています。	職員の資質向上を図るための外部機関での研修会、発達検査に関する講習会への派遣参加、その遠流研修会、勉強会の実施を見込んでいます。利用者の在籍する保育園、学校などとの定期的な関係者会議や連携会議、ケース会議の開催に積極的に参画してまいります。
	11	適切に支援プログラムが作成、公表されているか。	14		支援プログラムを作成し、事業所内の掲示やホームページでの公開により公表、発信をしています。また、保護者には、個別支援計画の説明の際に、領域との関係性について言及しています。	今後とも、子どもの特性及び発達に応じた支援プログラムを設定し、適切な療育が行えるよう、努力を重ねます。
	12	個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成しているか。	14		相談支援事業所からの情報、公的機関での発達検査結果、事業所内での観察や聴き取りなどをもとに総合的に分析し、子どもの特性と実態に合わせた個別支援計画を作成しています。	在籍する保育園、幼稚園などとの連携会議などでの情報収集をはかるなど、子どもに関する幅広い実態把握に努めます。専門用語に偏らないように留意し、保護者にわかりやすいことばで児童発達支援計画を提示できるように心がけます。
	13	放課後等デイサービス計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	14		個別療育については、児童発達支援管理責任者との協議により療育プログラムの計画、立案を進めています。集団療育については、各グループの療育者による合議により、療育プログラムを立案しています。	活動プログラムについては、普段から各療育担当者や他職種職員との間で意見交換できるような時間枠を設け、各チームが円滑にプログラム化出来るように整備を図ります。
	14	放課後等デイサービス計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	13		個別療育については、児童発達支援管理責任者との協議により療育プログラムの計画、立案を進めています。集団療育については、各グループの療育者による合議により、療育プログラムを立案しています。	活動プログラムについては、普段から各療育担当者や他職種職員との間で意見交換できるような時間枠を設け、各チームが円滑にプログラム化出来るように整備を図ります。
	15	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	14		外部の公的機関で実施した、WISC、新版K式発達検査等の標準化されたアセスメントツールによる検査結果や事業所内での観察による実態把握に努めています。	今後とも新規利用者、長期開検査から遠ざかっている利用者、就学を控えている利用者を対象として、重点的・計画的に発達検査を実施できるように体制を整備します。また、保護者の求めに応じて、療育の様子を支援シートとしてまとめ、園や学校との連携ツールとして活用してまいります。

適切な支援の提供	16	放課後等デイサービス計画には、放課後等デイサービスガイドラインの「放課後等デイサービスの提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、こどもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか。	13		標準化された発達検査の結果や利用者からの聴き取り、観察法などによるアセスメントを実施し、バランスのとれた支援内容となるよう、総合的な見地から適切な支援計画の策定に努めています。	相談支援事業所との連携による定期的なモニタリングに取り組みます。また、利用者の成長やニーズの変化に柔軟に対応するなど、常に利用者の実態に即した適切な療育プログラムとなるよう、改善に取り組みます。さらに、利用者の在籍する学校などと連携し、課題の共有と効果の検証に努めます。さらに、保護者の求めに応じて、療育の様子を支援シートとしてまとめ、学校との連携ツールとして活用してまいります。
	17	活動プログラムの立案をチームで行っているか。	13	1	個別療育については、児童発達支援管理責任者との協議により療育プログラムの計画、立案を進めています。集団療育については、各グループの療育者による協議により、療育プログラムを立案しています。	活動プログラムについては、普段から各療育担当者や他職種職員との間で意見交換できるような時間を設け、各チームが円滑にプログラム化出来るように整備を図ります。
	18	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか。	14		講演会や研修会、公認心理師などの専門職との意見交換を通して得られた気づきを療育内容や活動プログラムに反映しています。	子どもの興味、関心が引き出せるように、子どもの発達特性に合わせた柔軟な療育を展開して行きます。
	19	こどもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成し、支援が行われているか。	14		見学、面談の機会をとらえて、簡単なアセスメントを実施するとともに、子どもの実態を的確に判断し、療育方針決定委員会での審議をもとに、個別療育、集団療育へとつなげるなど、個別の発達特性に合わせた療育プログラムを核とする支援計画を作成しています。	事業所の特質でもある個別療育と集団療育の連関性や小集団による子ども同士の関わりを育む取り組みを推進します。また、総合療育の効果の検証にも取り組みます。
	20	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	14		毎日、朝のミーティングの時間をとり、利用者や日課の確認、療育室の調整等について話し合っています。	協議の時間が必要な場合には、職員全員による事業所内のミーティングを定例化するなど、職員間の情報共有や意思統一に努めます。
	21	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	14		支援終了後には、療育内容や子どもの反応で気づいた点等について、振り返りの時間を設定するなど、担当者全員で話し合っています。	定期的に療育者と専門的な職種の職員との話し合いの時間を大切にします。違った意見を聴いて自分の療育に活かすなど、同僚性の活用力を注ぎ、より良い療育支援につなげられるよう、努めます。
	22	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。	14		日々の療育の記録や支援内容の記録を残し、子どもの成長や療育の効果の検証に活用しています。	記録内容を定期的に見直し、自己評価による振り返りと次回の療育への改善につなげられるよう、周知します。
関係機関や保護者との連携	23	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	14		相談支援事業所との連携による定期的なモニタリングを実施しています。	相談支援事業所との連携による定期的なモニタリングに取り組み、利用者の成長やニーズの変化に柔軟に対応するなど、常に利用者の実態に即した適切な療育プログラムとなるよう、改善に取り組みます。利用者の在籍する学校と連携し、課題の共有と効果の検証に努めます。
	24	放課後等デイサービスガイドラインの「4つの基本活動」を複数組み合わせ支援を行っているか。	14		標準化された発達検査の結果や利用者からの聴き取り、観察法などによるアセスメントを実施し、バランスのとれた支援内容となるよう、基本活動を踏まえ、総合的な見地から適切な支援計画の策定に努めています。	相談支援事業所との連携による定期的なモニタリングに取り組み、利用者の成長やニーズの変化に柔軟に対応するなど、常に利用者の実態に即した適切な療育プログラムとなるよう、改善に取り組みます。利用者の在籍する学校と連携し、課題の共有と効果の検証に努めます。
	25	こどもが自己選択できるような支援の工夫がされている等、自己決定をする力を育てるための支援を行っているか。	14		標準化された発達検査の結果や利用者からの聴き取り、観察法などによるアセスメントを実施し、バランスのとれた支援内容となるよう、自己選択や自己決定につながる場を設定するなど、総合的な見地から適切な支援計画の策定に努めています。	相談支援事業所との連携による定期的なモニタリングに取り組み、利用者の成長やニーズの変化に柔軟に対応するなど、常に利用者の実態に即した適切な療育プログラムとなるよう、改善に取り組みます。利用者の在籍する学校と連携し、課題の共有と効果の検証に努めます。
	26	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。	14		療育担当者が会議に参加することが望ましいが、通常の療育業務時間との重複が生じることから、zoomなどのWeb会議により療育担当者あるいは児童発達支援管理責任者が出席しています。	今後ともzoomなどのWeb会議の活用により、積極的にサービス担当者会議に参画し、子どもの特性に応じたきめ細やかな支援のあり方を探求していきます。
	27	地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	14		松原市、津市の母子保健部局や糟野振興局の母子保健の部署、地元の小児科医と連携して、定期健診時の要支援ケースの母子に本事業所の紹介を受けている。また、保険部局の職員研修の受入れやパンフレットの配布を通じて恒常的な交流を図っています。	今後とも、母子保健の関係部局や小児科医にとまらず、地元の子育て支援の機関や外国籍の発達特性のある子どもとの支援機関などとも連携し、地域における支援ネットワークの構築に努めます。
	28	学校との情報共有（年間計画・行事予定等の交換、こどもの下校時刻の確認等）、連絡調整（送迎時の対応、トラブル発生時の連絡）を適切に行っているか。	14		利用者の在籍する学校等との来所訪問による見学や相談支援、連携会議などへの参加を通じて連携強化に努めています。	今後とも、定期的な連絡連携を持続するとともに、ケース会議や関係者会議への参加により緊密な関係構築に努めます。
	29	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めているか。	12		利用者の利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との情報共有を図るため、相互の職員間の連絡や「就学支援シート」などの発出により、支援内容を共有するなど、切れ目のない支援に努めています。	今後とも、定期的な連絡連携を持続し、より緊密な関係構築に努めます。また、発達障がい起因する不登校や行き渋りの子どもなどの支援、発達特性のある外国籍の子どもなどの支援などについても、事例を重ねることで関係強化に努めます。
	30	学校を卒業し、放課後等デイサービスから障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等しているか。	11		移行支援シートの作成や支援ブックなどに記述を加えたりするなど、引継ぎに必要な情報の共有に取り組んでいます。	切れ目のない支援が引き継がれていくよう、必要な情報提供ができるように努力します。また、適切な情報管理にも留意します。また、保護者の求めに応じて、療育の様子を支援シートとしてまとめ、園や学校との連携ツールとして活用してまいります。
	31	地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要等に応じてスーパーバイズや助言や研修を受ける機会を設けているか。	12	2	児童発達支援センターの開催する研修会に職員を派遣するなど、連携と受講機会の確保に努めています。	今後とも、児童発達支援センターの中核機能強化や地域支援事業を通して、連携協働の関係を深めてまいります。
	32	放課後児童クラブや児童館との交流や、地域の他のこどもと活動する機会があるか。	7	6	学校の長期休業期間中に、放課後児童クラブと連携して当事業所の利用される事例を生み出しました。また、兄弟が一緒に来所された時に、事業所内でそれぞれの課題にあった活動を設定することができました。	地域の放課後児童クラブや児童館との交流や地域の子どもとの活動についても、子どもや保護者の意向を踏まえつつ、事例の蓄積を進めてまいります。
	33	(自立支援) 協議会等へ積極的に参加しているか。	8	4	これまでは本来業務である毎日の療育に注力し、積極的な参加を見合わせてきました。自他の今日的な課題を解決するためには、参画の必要性は認識しつつも、日々の療育体制との両立に迷っていました。	日々の療育活動に追われ、派遣の人員と時間の捻出が難しいので、開催日時等との調整可能な範囲での参加を検討していきます。
	34	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。	14		療育の機会にご家族との懇談の時間を設定し、子どもも状態や課題、療育内容や家庭療育への敷衍などについて意見交換し、共通理解のもとに家族支援を継続していることに支援を継続しています。	療育内容をわかりやすく伝え、課題への共通認識を抱く、ともに子どもを支えるメンバーであることを理解していただけるよう、努めます。
	35	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	12		療育の機会にご家族との懇談の時間を設定し、子どもの状態や課題、療育内容や家庭療育への敷衍などについて意見交換し、共通理解のもとに家族支援を継続しています。基本的な支援の方向性や工夫等を共有できるように、家族が参加できる講演会や研修会等を開催しています。	ペアレントトレーニング等の手法により、家族支援の充実に取り組んでまいります。

保護者への説明等	36	運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	14		初回の利用時に個別対応の時間をとって、契約書、重要事項説明書に関する説明を項目毎に行うとともに、質問にも十分な時間を充てています。	説明も冗長にならないようにし、質問には懇切丁寧に対応するよう、心がけています。不明なことがあれば、後日であっても柔軟に対応できるように工夫していきたくと考えています。
	37	放課後等デイサービス提供を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点も踏まえて、こどもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	14		初回の利用時に個別対応の時間をとって、児童発達支援計画について、療育担当者から支援のねらいや支援内容、計画を理解しやすいように具体的に説明し、ご理解を得ています。計画の複写をお渡ししています。	専門用語を少なくし、より具体的な目標や支援内容を組み込んでいけるように継続して改善課題としていきます。
	38	「放課後等デイサービス計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から放課後等デイサービス計画の同意を得ているか。	14		初回の利用時に個別対応の時間をとって、児童発達支援計画について、療育担当者から支援のねらいや支援内容、計画を理解しやすいように具体的に説明し、ご理解を得ています。計画の複写をお渡ししています。	専門用語を少なくし、より具体的な目標や支援内容を組み込んでいけるように継続して改善課題としていきます。
	39	家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要な助言と支援を行っているか。	14		日常的に保護者への声かけを行うとともに、移行期には専門的な助言を行うなど、適時的な支援に努めています。	悩みを伝えにくい保護者へのケアを含め、日常的な話から悩みが引き出せるようにしています。継続的に会話する機会を作っていきたいと考えています。
	40	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機械を設ける等の支援をしているか。	12	1	家族を対象とする勉強会、分ち合いの会「やまびこ会」を毎月第3土曜日に開催しています。また、就学期に合わせた保護者向け講演会を開催しました。先輩のお母さんの体験談や分散会での相談など、楽しい交流機会となりました。	家族支援の一環としての講演会の開催を堅持し、保護者同士の連携を支援していきます。保護者会ややまびこ会での発表に協力していただける保護者を募って、活動の活性化を図ります。
	41	こどもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	14		相談や苦情、要望などの申し入れには、規則にそって傾聴に徹し、迅速丁寧かつ真摯に対応することとしています。解決が困難な場合には、第三者委員会を設置し、対応できるようにしています。	相談や苦情、要望などの申し入れは、「組織の宝」と認識し、今後とも親身に対応することとします。解決が困難な場合には、第三者委員会を設置し、誠実に対応することとします。
	42	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。	14		SMSやホームページによる情報発信、会報（ニュースレター）の発行、掲示、文書配布等を通して、実際の療育の様子を見ていただくことが可能です。活動報告書は掲示板に掲載しております。	SMSやホームページをぜひご覧ください。2か月に1回のペースでニュースレターも発行しています。
	43	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	14		個人情報の記載された書類、電子データなどは、毎回施錠やパスワード開錠等の厳重なセキュリティ対策を施し、管理しています。	廃棄についても、個人名などが記載されたものに関してはシュレッダー処分させていただいておりますので、ご安心ください。今後とも、個人情報の取り扱いについては、厳正を期してまいります。
	44	障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	14		夏季・冬季の休業期間中に特別企画の行事等を開催し、療育で培った社会性発揮の場とするともに、ご家庭への謝意をお伝えすることができました。また、ホームページ上の発行や会報の配布に加え、受付では積極的に言葉がけするなど、話題の提供や情報伝達に努めています。	保護者と情報共有や子どもの状態の把握ができるように努めています。
45	事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に関わった事業運営を図っているか。	14		音楽会を開催し、利用者のご家族や地元住民の方々との参加を得ました。地元の絵手紙ボランティアの団体の方々との描画交流の機会を設け、当事業所の療育の理解促進を図る好機になりました。	地域や社会福祉協議会の行事に積極的に参画するなど、地域ネットワークの構築に努めます。	
非常時等の対応	46	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	14		各継続計画、マニュアル等を策定し、発生を想定した訓練を行なっています。特に今年度は、防犯・不審者対応に取り組んでまいりました。	利用者やご家族も含めた訓練を地域と連携して実施できればと考えています。
	47	業務継続計画（BCP）を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	14		BCPを更新するとともに、年に2回、防火、地震防災、避難訓練を行っています。利用者の方々にも参加していただく訓練となっています。備蓄品や防災頭巾を整備するなど、着実に取組を進めています。	訓練に関しては、対応方針について理解し、設定された役割を実行できるように協働しています。洪水想定避難訓練にも取り組んでいきます。
	48	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認しているか。	13	1	特定疾患、服薬状況、てんかん発作等の状況については、事前の聴き取りの際に詳しくお伺いするとともに、プロフィールの用紙に記載していただき、ファイルの閲覧などにより、事業所内で情報共有しています。	服薬コントロールをしているお子様に関しましては服薬状況を保護者と情報共有し、状態変化の把握に努めています。
	49	食物アレルギーのあるこどもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか。	11	2	聴き取り調査やプロフィールの調査用紙への記述から情報を得ており、療育担当が決まり次第、一連のアレルギー反応の度合いやアレルギー物質、発作の発現時の対応などについて、事前に詳しく状態をお伺いし、適切に対応できるよう、努めています。	指示書の確認やアレルギーへの対応方法を保護者に確認し、対応策の検討を事前に行うように、継続的に取り組んでいきます。
	50	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	14		安全計画を作成するとともに、日常点検、備蓄品の整備、訓練の実施、委員会の開催など、年間計画にそって実施しています。	訓練に関しては、対応方針について理解し、設定された役割を実行できるように協働しています。洪水想定避難訓練にも取り組んでいきます。
	51	こどもの安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全計画に基づく取組内容について、家族等へ周知しているか。	14		利用者の方々にも参加していただく訓練の実施、警報等の発令時のガイドラインの発出、発災の際の送迎の手筈など、着実に取組を進めています。	訓練に関しては、対応方針について理解し、設定された役割を実行できるように協働しています。洪水想定避難訓練にも取り組んでいきます。
	52	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	13		ヒヤリハットの発生時には、事業所内で報告書を作成し、情報の共有を図り、再発防止に努めています。	今後とも、日ごろの療育でのヒヤリハットの気づきを大切に、職員一人ひとりが自発的、積極的、肯定的にヒヤリハット事例に向き合えるように、安心安全第一に取り組む職場風土の醸成に努めます。
	53	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	13		研修会などへの派遣と還流、全体ミーティングにより、虐待禁止を前提とした虐待の定義や事例に学ぶなど、虐待防止に関する意識の定着を図っています。	外部研修会への積極的な参加を継続するなど、今後とも職員全員の見識を深め、虐待防止のための規程などの整備を進めていきたい。
	54	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、こどもや保護者に事前に十分に説明し理解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載しているか。	11	1	基本的に身体拘束は禁止しています。やむを得ず、送迎や事業所外の活動で、自動車による移動時の安全確保のために、必要最小限の範囲において固定補助具を使用する場合などが該当する。確認必須の条件となるため、事前に保護者への確認を徹底しています。	身体拘束禁止についての理解促進につながる研修会の開催、委員会の開催などを通して、共通意識の醸成に努めます。また、事業所内で必要な規程等を改定するなど、必要な措置を講じます。自衛他害の恐れがあり、身体拘束の必要性がある場合には、保護者との協議を行い、同意をいただいた内容にそって、必要がある場合に行い、実施することとします。同意書を作成し保護者との信頼関係において、ご理解、ご協力が得られるようにしていきます。